小雀ポンプ場電気機械設備等整備事業

実施方針(案)

令和８年１１月

神奈川県内広域水道企業団

目　次

〇用語の定義 ..... - 1 -
〇本書の位置づけ ..... - 3 -
第１　本事業の概要 ..... - 4 -
　１　事業の目的 ..... - 4 -
　２　事業内容に関する事項 ..... - 4 -
　３　対象施設 ..... - 8 -
　４　事業者の募集及び選定方法 ..... - 12 -
　５　事業者の選定及び選定の手順 ..... - 14 -
第２　入札参加者が備えるべき参加資格要件 ..... - 17 -
　１　応募者及び入札参加者の構成等 ..... - 17 -
　２　共通の参加資格要件 ..... - 19 -
　３　各業務における参加資格要件 ..... - 20 -
第３　審査及び選定に関する事項 ..... - 23 -
　１　総合評価審査委員会 ..... - 23 -
　２　入札参加者の評価方法 ..... - 23 -
　３　落札者の決定・公表 ..... - 23 -
　４　苦情申立て等 ..... - 23 -
第４　提出書類の取扱い ..... - 24 -
　１　技術提案の使用及び保護 ..... - 24 -
　２　特許権等 ..... - 24 -
第５　適切かつ確実な事業実施の確保に関する事項 ..... - 25 -
　１　基本的な考え方 ..... - 25 -
　２　要求水準 ..... - 25 -
　３　予想されるリスクと責任分担 ..... - 25 -
　４　事業の実施状況のモニタリング ..... - 25 -
第６　疑義が生じた場合の措置に関する事項 ..... - 26 -
第７　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 ..... - 27 -
　１　事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 ..... - 27 -
　２　企業団の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 ..... - 27 -
　３　その他の事由により事業の継続が困難となった場合 ..... - 27 -
第８　財政上及び金融上の支援等に関する事項 ..... - 28 -
　１　財政上及び金融上の支援に関する事項 ..... - 28 -
　２　法制上及び税制上の措置に関する事項 ..... - 28 -
第９　対価の支払に関する事項 ..... - 29 -
　１　設計及び施工業務に係る対価 ..... - 29 -
　２　維持管理業務に係る対価 ..... - 29 -
　３　プロフィットシェア ..... - 29 -

第１０　その他 - 30 -
１　提案上限価格 - 30 -
２　契約保証金 - 30 -
３　入札に伴う費用負担 - 30 -
４　情報公開及び情報提供 - 30 -
５　本事業の実施方針に関する問い合わせ先 - 30 -
６　その他 - 30 -

○用語の定義

用語	定義
企業団	神奈川県内広域水道企業団をいう。
企業長	神奈川県内広域水道企業団企業長をいう。
本事業	神奈川県内広域水道企業団 小雀ポンプ場電気機械設備等整備事業をいう。
対象施設	小雀ポンプ場（小雀調整池を一部含む）をいう。
応募者	本事業に応募する単体企業又は複数の企業で構成されるグループをいう。
入札参加者	応募者のうち本事業への入札を行った者をいう。
構成企業	応募者を構成する者をいう。なお、応募者が単体企業の場合においても「構成企業」と表現する。
代表企業	応募者を代表する企業として、全業務の遂行管理の責任を持つとともに、入札参加資格確認申請書類の提出及び入札手続きを行う者をいう。なお、建設ＪＶ及び維持管理ＪＶにおける代表企業は別途定義する。
総合評価審査委員会	本事業の総合評価方式による一般競争入札に係る申込のうち、落札者の選定に必要な評価基準の策定及び、価格以外の要素に関する審査を行うために設置する委員会をいう。
落札者決定基準	本事業の総合評価方式による一般競争入札に係る申込のうち、価格その他の条件が企業団にとって最も有利なものを決定するための基準をいう。
落札候補者	入札参加者のうち、企業団と基本協定の締結を予定する者として、総合評価方式ガイドラインの定めに基づき評価を行い、評価値の最も高い者をいう。
落札者	落札候補者のうち、企業団と基本協定の締結を予定する者として、企業長が決定した者をいう。
事業者	企業団と設計及び施工に係る工事請負契約（以下、「工事請負契約」という。）並びに維持管理に係る委託契約（以下、「維持管理業務委託契約」という。）を締結し、本事業を実施する者をいう。
基本協定	本事業に係る基本的事項について定める企業団と事業者の間に締結される協定をいう。
基本協定等	基本協定、工事請負契約及び維持管理業務委託契約の総称をいう。
保守点検	土木構造物、建築物及び電気機械設備について、損傷、変形、腐食、異臭及びその他の異常の有無を確認することをいう。

用語	定義
修繕	消耗品等を交換し、部分的に劣化した部位及び部材又は機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
計画修繕	設備の運転が安定的に行われるよう計画的に行う修繕をいう。
計画外修繕	突発的な故障等が発生した際に行う修繕をいう。
新設設備	本事業期間中に、事業者が新設又は更新を行った設備をいう。
既設設備	本事業開始前から企業団が設置し維持管理している設備をいう。 既設設備は、更新対象設備、撤去対象設備、継続利用設備に分類される。
更新対象設備	既設設備のうち、本設計・工事期間中に事業者が更新する設備をいう。
撤去対象設備	既設設備のうち、本設計・工事期間中に事業者が撤去する設備であって、更新対象設備に該当しないものをいう。
継続利用設備	既設設備のうち、本設計・工事期間中に更新又は撤去の対象とならない設備であって、本事業期間中に使用を継続するものをいう。
建設ＪＶ	本事業の設計・施工業務を実施する複数の企業により構成される共同企業体をいう。
建設ＪＶ代表企業	建設ＪＶを代表する企業をいう。
維持管理ＪＶ	本事業の維持管理業務を実施する複数の企業により構成される共同企業体をいう。
維持管理ＪＶ代表企業	維持管理ＪＶを代表する企業をいう。

○本書の位置づけ

神奈川県内広域水道企業団 小雀ポンプ場電気機械設備等整備事業実施方針（以下、「実施方針」 という。）は、企業団が小雀ポンプ場電気機械設備等整備事業をＤＢＭ（Ｄｅｓｉｇｎ　Ｂｕｉｌｄ　Ｍａｉｎｔｅｎａｎｃｅ）方式により実施するにあたり、本事業の概要を説明するとともに、本事業に係る事業者の募集及び選定に関する手順や考え方等を明らかにすることを目的としている。

第１　本事業の概要

１　事業の目的

小雀ポンプ場は、小雀調整池から朝比奈調整池まで浄水を揚水するためのポンプ場である。無人の施設であり、水運用センターから職員が遠隔で運転操作及び監視を行っている。施設の維持管理については水運用センターの職員が実施している。また、設備の精密点検やその他定期修繕は専門業者に委託しており、職員はその監督業務を実施している。

当該施設は長時間の送水停止が困難であるため、既存設備の状況を把握し、継続運用下で設備更新する方法を検討する必要がある。また、施設が狭隘であり、各工種が密接に関連しているため、一部工程の遅れが全体に波及する可能性があり、作業ステップや作業ヤード等の密接な調整といった総合的な施工管理が必要となる。

そこで本事業では、事業者の創意工夫を最大限に発揮し、より効率的な整備を実現するため、ポンプ場の維持管理業務を含む DBM 方式により、電気設備及び機械設備等の増設・更新を実施するものである。

２　事業内容に関する事項

（１）事業名称

小雀ポンプ場電気機械設備等整備事業

（２）公共施設等の管理者の名称

神奈川県内広域水道企業団　企業長　城　博俊

（３）事業場所

横浜市戸塚区小雀町 2381 番地　小雀ポンプ場

（ただし、横浜市戸塚区小雀町 2470 番地　小雀調整池を一部含む）

（４）事業形態

ア　本事業の方式

（ア）設計及び施工並びに維持管理業務委託一括発注方式（ＤＢＭ方式）

（イ）本事業については、水道法第 24 条の 3 に規定する第三者委託は適用しない。

（ウ）本事業は、事業者によるＳＰＣ（特別目的会社）設立は認めない。

イ　対象業務範囲

本事業において、事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。詳細は、要求水準書による。

（ア）設計業務

（イ）施工業務

（ウ）維持管理業務

ａ　日常点検業務（週例点検、月例点検、年次点検）

ｂ　保守修繕業務（精密点検、計画修繕）

ｃ　計画外修繕業務

ｄ　緊急時対応業務

ウ　事業者選定方式

総合評価方式（技術提案型）

エ　本事業のスケジュール（予定）

・基本協定の締結	令和 10 年 2 月頃
・工事請負契約の締結	令和 10 年 3 月頃
・維持管理業務委託契約の締結	令和 10 年 3 月頃
・事業期間	令和 9 年度～令和 30 年度 ※契約日から令和 31 年 3 月 31 日まで
・設計・施工期間	令和 10 年 3 月～令和 17 年 3 月
・引継ぎ期間（維持管理)	令和 10 年 3 月～令和 10 年 9 月 30 日
・維持管理期間	令和 10 年 10 月 1 日～令和 31 年 3 月 31 日
※ただし、設計・施工期間を短縮する提案をした場合においても、維持管理期間は上記期間を変更しないものとする。	

オ　本事業期間終了後の措置

企業団は、事業期間終了後もポンプ場を継続して使用するため、事業者に対し、企業団又は次期事業者への適切な引継ぎを求める。なお、事業期間終了時点において、本事業で整備した全ての設備が保持すべき性能に関する事項については、要求水準書等で示す。

（５）本事業に関連する主な法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり、以降の関係法令等を遵守すること。

また、事業者は、常に最新の関係法令等を把握し、事業内容に影響のある改正や改訂等があった場合には、企業団と協議のうえ、その扱いを定める。

詳細は、要求水準書で示す。

本事業に関連する主な関係法令等

1	水道法(昭和 32 年法律第 177 号)
2	建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)
3	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)
4	建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)
5	電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)
6	消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
7	水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)
8	下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)
9	大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)
10	土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)
11	騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)
12	振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)
13	悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)
14	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)
15	道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)
16	電波法(昭和 25 年法律第 131 号)
17	計量法(平成 4 年法律第 51 号)
18	労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)
19	労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
20	労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)
21	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)
22	毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)
23	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)
24	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)
25	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)
26	資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)
27	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)
28	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)
29	製造物責任法(平成 6 年法律第 85 号)
30	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律 137 号)
31	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)
32	建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)
33	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)
34	個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)
35	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 13 年法律第 65 号)

36	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
37	特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和 63 年法律第 53 号）
38	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）
39	電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
40	ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和 47 年労働省令第 33 号)
41	石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）
42	クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）
43	その他本事業に関連する法令等

3　対象施設

（1）対象施設の概要

ア　既設設備の概要

設計及び工事の対象施設は小雀ポンプ場であり、本事業に関連する既設設備の概要を表１－１に示す。

表１－１　既設設備の概要

主要設備	数量	仕様	設置年度	備考
送水ポンプ（小） 1号及び3号	2台	種類：横軸両吸込渦巻ポンプ 電動機出力：1,100kW	H4	VVVF装置による速度制御（H29～） 吐出弁はロート弁方式（油圧駆動）
送水ポンプ（大） 2号	1台	種類：横軸両吸込渦巻ポンプ 電動機出力：1,450kW	H11	セルビウス装置による速度制御 吐出弁はロート弁方式（油圧駆動）
特高受変電設備	1式	受電電圧：66kV 常用・予備２回線受電 絶縁方式：SF6 変圧器容量：4,000kVA×2	H12	契約電力は1,800kW （令和８年４月時点）
高低圧電気設備	1式	－	S62～ H4	－
監視制御装置	1式	－	H24	－
非常用発電設備	1台	機関：ガスタービン 定格出力：2,000kVA	H25	地下タンクに24時間連続稼働可能な燃料を備蓄（20,000L）
ポンプ棟	1棟	鉄筋コンクリート造	S60頃	－
受変電棟	1棟	鉄筋コンクリート造	S60頃	－
小雀調整池	2池	鉄筋コンクリート造 有効容量：15,000㎥×2	S53頃	池へ流入・流出する管の弁室に 水量・水質の計測設備等を設置

イ　送水能力

対象施設に求める送水能力は、ポンプ３台で 14,050 ㎥/h である。

ウ　工事区域及び維持管理区域

小雀ポンプ場の工事区域及び維持管理区域は、別紙１に示す事業範囲のとおりとする。なお、工事及び維持管理業務の対象施設・設備の詳細については、後日公表する要求水準書に示す。

エ　立地条件

小雀ポンプ場の立地条件（令和８年６月時点）は表１－２に示すとおりである。

表１－２　小雀ポンプ場立地条件

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th colspan="5">内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">都市計画区域</td><td colspan="5">都市計画区域内</td></tr>
<tr><td colspan="2">市街化区域</td><td colspan="5">市街化調整区域</td></tr>
<tr><td colspan="2">用途地域</td><td colspan="5">非該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">防火区域</td><td colspan="5">非該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">高度地区</td><td colspan="5">非該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">宅地造成工事規制区域</td><td colspan="5">該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">敷地周辺の用途区域</td><td colspan="5">別紙2参照</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">接道種別</td><td>北側</td><td>南側</td><td>東側</td><td colspan="2">西側</td></tr>
<tr><td>－</td><td>建築基準法第42条第1項1号</td><td>建築基準法第43条第2項第1号の認定又は同項第2号の許可を要する道路状空地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">容積率</td><td colspan="5">80%</td></tr>
<tr><td colspan="2">建ぺい率</td><td colspan="5">50%</td></tr>
<tr><td colspan="2">高さ制限</td><td colspan="5">－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">日影規制</td><td>対象</td><td colspan="5">軒の高さが7mを超える建築物又は、地階を除く階数が3以上の建築物</td></tr>
<tr><td>平均地盤面からの高さ</td><td colspan="5">1.5m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">日影規制時間</td><td colspan="4">5m＜敷地境界線からの水平距離≦10m</td><td>3時間</td></tr>
<tr><td colspan="4">10m＜敷地境界線からの水平距離</td><td>2時間</td></tr>
<tr><td colspan="2">北側制限</td><td colspan="5">規制あり</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">騒音規制
（法・条例）</td><td>午前8時～午後6時</td><td colspan="3">午前6時～午前8時
午後6時～午後11時</td><td>午後11時～午前6時</td></tr>
<tr><td>55 デシベル</td><td colspan="3">50 デシベル</td><td>45 デシベル</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">振動規制
（法・条例）</td><td colspan="3">午前8時～午後7時</td><td colspan="2">午後7時～午前8時</td></tr>
<tr><td colspan="3">60 デシベル</td><td colspan="2">55 デシベル</td></tr>
<tr><td colspan="2">悪臭防止法</td><td colspan="5">非該当</td></tr>
<tr><td rowspan="2">景観条例</td><td>届出対象</td><td colspan="5">届出不要</td></tr>
<tr><td>ゾーン区分</td><td colspan="5">非該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">土砂災害区域等</td><td colspan="5">非該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">がけ条例</td><td colspan="5">非該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">埋蔵文化財包蔵地（遺跡）</td><td colspan="5">一部該当（神奈川県教育委員会に照会済）</td></tr>
<tr><td colspan="2">バリアフリー条例</td><td colspan="5">本事業に影響しない</td></tr>
<tr><td colspan="2">中高層建築物</td><td colspan="5">高さが15mを超える建築物等の場合該当※本事業には影響しない</td></tr>
</table>

（２）整備対象設備及び主な整備内容

本事業の整備対象設備と主な整備内容を表１－３に示す。整備対象設備の詳細は別紙３に示す。

表１－３　整備対象設備及び整備内容

整備対象設備		整備内容
送水ポンプ	電動機及びポンプ	1号と3号は更新又は流用（オーバーホールを含む） 2号は更新、4号は新設
	速度制御装置	全てVVVF方式とする 1号、2号、3号は更新、4号は新設
冷却水ポンプ		電動機及びポンプ軸受に対する冷却方式に 水冷を採用する場合は冷却水配管と併せて更新
油圧設備（貯油槽、油圧ポンプ等）		吐出弁の弁方式変更に伴い撤去
ポンプ室弁類（吐出弁、仕切弁等）		吐出弁はバタフライ弁＋逆止弁とし、 1号、2号、3号は更新、４号は新設 その他はバルブコントローラのみ更新
調整池弁類（仕切弁、バタフライ弁、バイパス弁等）		バルブコントローラのみ更新
特高受変電設備（ガス絶縁開閉装置、主変圧器）		環境配慮型設備で更新
高低圧電気設備	アクティブフィルタ盤等	撤去
	その他（配電盤、分電盤等）	更新 進相コンデンサ盤は受変電棟とポンプ棟で統合 低圧分電盤は維持管理性を考慮した2系統分割構成
非常用発電設備	地下燃料タンク	40,000Lの燃料タンクを増設
	非常用発電設備本体	流用
	その他（電気盤、ポンプ等）	タンク増設に伴う改造（既設メーカーに別途発注）
監視制御装置	中央処理装置	小雀ポンプ場管理室から主要設備の操作ができる機器を整備 主要設備における制御機能のリスク分散のため、分散制御方式を採用 水運用センター管理室においても小雀ポンプ場と同様の監視制御ができる機器を整備
	盤	最適な冗長化を図り更新
	リモート入出力装置	更新、受変電系はポンプ棟電気室に集約
	その他（ポンプ盤、計装盤等）	更新 油圧設備関連の現場盤・電源分岐盤は撤去
計装設備		超音波流量計は、検出器含め撤去 電磁流量計は、変換器のみ更新
付帯設備 （消防設備、空調設備、照明設備等）		更新 無線設備、外灯、自家発電室のファン類、ファン類のダクト、中和設備制御盤は流用

（3）維持管理業務の対象設備

本事業の維持管理対象設備を表１－４に示す。

維持管理業務の期間は、設計・施工期間を含むものとし、令和 10 年 3 月の契約後、約半年間の引継ぎ期間を経て、令和 10 年 10 月から委託を開始する。

本事業における維持管理業務は、「日常点検等業務」と「保守修繕業務」を含む。

日常点検等業務は、従来、企業団が行っていた週例点検・月例点検・年次点検等の作業のことであり、本事業の整備対象外の設備も含めた包括管理を委託するものである。

保守修繕業務は、精密点検・計画修繕の作業のことであり、本事業の整備対象の設備が更新されるごとに部分引渡しを行い、保守修繕業務の対象設備に追加する。

保守修繕業務の対象設備の詳細は別紙 3 に示す。

表１－４　維持管理業務の対象設備

維持管理業務の範囲		新設 設備	既設 設備	土木構造物、 建築物
日常点検等業務	週例点検	○	○	○
	月例点検	○	○	○
	年次点検	○	○	○
保守修繕業務 （更新後に追加）	精密点検、計画修繕	○	－	－
計画外修繕業務		○	○	○
緊急時対応業務		○	○	○

※１　新設設備について、日常点検等業務は、事業者提案に基づいた点検業務を行う。既設設備、土木構造物、建築物については、企業団の点検整備指針に則った点検業務を行うものとするが、より効率的な点検内容及び頻度について、事業者からの提案があれば協議のうえ変更できる。

※２　水運用センターに設置する機器については、日常点検等業務の対象外とする。

※３　新設設備に付随する機械設備、電気設備、配管類等も保守修繕業務の対象に含む。

※４　新設設備の計画外修繕業務は、性能確保が事業者の責務であるため、事業者が自らの費用負担にて実施する。

※５　既設設備、土木構造物、建築物の計画外修繕業務は、年間上限額を設定した上で、事業者が実施する。ただし、企業団との協議により、故障等の原因が事業者の不備によるものと判断された場合は、事業者が自らの費用負担にて実施する。また、上限を超過した範囲は設計変更対象とし、企業団と協議の上、事業者又は企業団が実施する。

※６　水運用センターに出力される小雀ポンプ場の警報は企業団で監視するが、企業団からの依頼に応じて事業者は警報内容を確認し、必要な対応をとる。

4　事業者の募集及び選定方法

（1）事業者に求める役割

本事業では、小雀ポンプ場の運用を継続しながら設備更新を行うことが求められる。そのため、事業者は本事業を確実に実施する計画を策定し、技術力や創意工夫を発揮することで、効率的かつ安全な設計・施工を行い、安定的・継続的な用水供給を支える維持管理を企業団と協力して柔軟に実施していく必要がある。また、緊急時には即座に現場へ技術者を派遣できる体制を構築する必要がある。

（2）事業者選定方法

本事業における落札者の選定は、総合評価方式（技術提案型）により行うものとし、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、技術提案及び入札価格を総合的に評価する。なお、本事業の入札手続きは、次のとおり実施する予定であり、詳細は、入札説明書等で示す。

ア　入札参加資格確認

入札参加資格の確認として、「第２　入札参加者の備えるべき参加資格要件」に定める参加資格要件を満足することを確認する。

イ　提案内容の審査

上記アにおいて、本事業の入札参加資格要件を満たすことが確認された入札参加者から、本事業に係る具体的な業務の実施方法等について提案を受ける。その提案内容が、別途示す要求水準書等に適合しているかを確認するため、基礎審査（要求水準未達の有無等の確認）を実施する。基礎審査を通過した入札参加者については、提案内容及び入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する。なお、提案内容の審査は、書類提出及びプレゼンテーションにより行う。

ウ　落札者決定基準の主な着眼点

落札者決定基準の詳細は入札説明書等で示すものとするが、入札参加者の社会的信頼性や業務実績等の評価に加え、以下の着眼点において提案内容（技術提案）を評価する予定である。なお、以下の評価の着眼点については、今後の検討内容や社会情勢等を踏まえて変更、追加になることがある。

【技術提案に関する評価の着眼点】

① 対象施設を稼働しながら運用に影響を与えることなく更新するための設計、施工の具体的な方法
② 企業団が行う運転管理（水運用等）や施設内の作業との連携方法
③ 工事目的物の性能・機能の向上
④ 緊急体制の確保や対応力
⑤ ライフサイクルコストの最適化を図るための点検・修繕の考え方とその具体的な方法
⑥ 運転・維持管理業務の効率化、省力化
⑦ 脱炭素社会への貢献等、環境への配慮
⑧ その他、本事業に関する独創的な提案

5　事業者の選定及び選定の手順

（1）事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、表１－５のとおりとする。なお、企業団の事情により下記予定を変更することがある。その場合は、ウェブサイト等で周知する。

表１－５ 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

実施事項	日程
実施方針(案)等の公表	**令和 8 年 7 月**
現場見学(Web 開催)	令和 8 年 7 月～令和 9 年 10 月
第 1 回資料閲覧(※希望者に CD 等で貸与)	～令和 8 年 8 月
第 1 回質問・意見の受付(実施方針(案))	～令和 8 年 8 月
第 1 回質問・意見に対する回答の公表	令和 8 年 9 月
要求水準書(案)の公表	**令和 8 年 11 月**
第 2 回資料閲覧	～令和 8 年 12 月
現地調査の実施	～令和 8 年 12 月
第 2 回質問・意見の受付(要求水準書(案))	～令和 8 年 12 月
第 2 回質問・意見に対する回答の公表	令和 9 年 2 月
入札公告、入札説明書等(入札説明書、実施方針、要求水準書、契約書(案)、落札者決定基準、様式集)の公表	**令和 9 年 4 月**
現地調査の実施	～令和 9 年 5 月
第 3 回質問・意見の受付(入札説明書等)	～令和 9 年 5 月
第 3 回質問・意見に対する回答の公表	令和 9 年 6 月
入札参加資格確認申請書類の提出	**令和 9 年 6 月**
入札参加資格確認通知の送付	令和 9 年 7 月
第 1 回技術対話の実施	令和 9 年 7 月
第 2 回技術対話の実施	令和 9 年 8 月
入札(入札書及び提案書類の受付)	**令和 9 年 10 月**
技術提案書等に関するプレゼンテーションの実施	令和 9 年 11 月
落札者の決定及び選定結果の公表	令和 10 年 1 月
基本協定締結	令和 10 年 2 月
工事請負契約、維持管理業務委託契約の締結	令和 10 年 3 月

（２）応募手続き等

ア　現場見学（Ｗｅｂ開催）

現場見学として、ウェブサイト上でプラント内 360°画像を公開する。

閲覧にあたっては、グローバル固定ＩＰアドレスの登録が必要となる。

閲覧希望者は、守秘義務等の遵守に関する誓約書（様式 1)・グローバルＩＰアドレス登録申請書（様式 2）を電子メールにより提出すること。詳細については、ウェブサイトで公表する。なお、実施方針（案）公表段階での現地調査は実施しないが、要求水準書（案）公表以降の段階で実施を予定している。

（ア）申込期間　令和 8 年 7 月 14 日から令和 9 年 10 月末まで
（イ）申込先　　総務部契約検査課契約係
（電話番号）　045-363-4961
（電子メール）kosuzume_denkikikai_dbm@kwsa.or.jp
（ウ）注意事項　公開の期間は入札書及び提案書類の受付締切までとする。

イ　資料閲覧

本事業の実施方針（案）等の公表後に行う資料閲覧は、次のとおり実施する。

資料閲覧及びデータ借受を希望する者は、守秘義務等の遵守に関する誓約書（様式 1)・資料閲覧・データ借受申込書（様式 3）を電子メールにより提出すること。

ただし、上記アで守秘義務等の遵守に関する誓約書（様式 1)を提出済みの場合、提出は不要とする。

（ア）閲覧期間　令和 8 年 7 月 14 日から令和 8 年 8 月 7 日まで
（イ）閲覧場所　三ツ境庁舎及びウェブサイト
（ウ）参加人数　各グループ 8 名以内とする。
（エ）閲覧資料　一覧をウェブサイトで公表とする。
（オ）申込期間　令和 8 年 7 月 14 日から令和 8 年 7 月 31 日まで
（カ）申込先　　総務部契約検査課契約係
（電話番号）　045-363-4961
（電子メール）kosuzume_denkikikai_dbm@kwsa.or.jp
（キ）注意事項

ａ　閲覧日時については、企業団が指定する。
ｂ　資料の閲覧・データ借受において、閲覧資料、その他資料及び本事業に関する質問・意見は受け付けない。
ｃ　紙資料は、閲覧場所でのみ閲覧可能とし、その際に企業団職員が立会う。
ｄ　閲覧場所において、紙資料のデジタルカメラ等による写真撮影は可とするが、資料によっては撮影に制限を設ける可能性がある。
ｅ　企業団職員が立会いのうえ、複写機による紙資料の複写・スキャンを可とするが、複写機については持参すること。

ウ　第１回質問・意見の受付（実施方針（案））

実施方針（案）等に関する質問・意見は、次のとおりとする。

質問・意見を希望する者は、実施方針（案）等に関する質問・意見書（様式 4）を電子メールにより提出すること。

（ア）申込期間　令和 8 年 7 月 14 日から令和 8 年 8 月 14 日まで

（イ）申込先　　総務部契約検査課契約係

（電話番号）　045-363-4961

（電子メール）kosuzume_denkikikai_dbm@kwsa.or.jp

（ウ）注意事項　閲覧資料に対する質問・意見は受け付けない。

エ　第１回質問・意見に対する回答の公表

質問に対する回答は、令和 8 年 9 月末日までに提出者を伏せ、ウェブサイトで公表する。なお、本事業に対する意見は非公表とし、意見者への回答も行わない。

第２　入札参加者が備えるべき参加資格要件

１　応募者及び入札参加者の構成等

以下は「応募者」について示すものであるが、入札前後で参加資格要件の変更はないため、「入札参加者」の備える参加資格要件と同義である。

（１）応募者の構成等

ア　応募者は、工事を実施する企業、維持管理業務を実施する企業により構成されるグループとする。なお、各企業に必要な資格要件は「第２　入札参加者の備えるべき参加資格要件」の「３　各業務における参加資格要件」による。

イ　構成企業が、複数の業務を兼ねることは可とする。各企業に必要な資格要件を満たす場合は単体企業でも参加できる。

ウ　応募者の代表企業は、工事を実施する構成企業の中から定め、入札参加資格確認申請書類の提出及び入札手続きを行う。

エ　応募者は、入札参加資格確認申請書類の提出時に、代表企業及び構成企業の企業名並びに担当業務（工事及び維持管理のいずれか）について明らかにすること。

オ　入札参加資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると企業団が認めた場合に限り、構成企業の変更を認める。

カ　応募者の構成企業は、他の応募者の構成企業になることはできない。また、基本協定締結後において、選定されなかった入札参加者の構成企業が、選定された入札参加者の構成企業及び協力企業となることはできない。

（２）事業スキーム（参考例）

本事業のスキーム（参考例）を下図に示す。

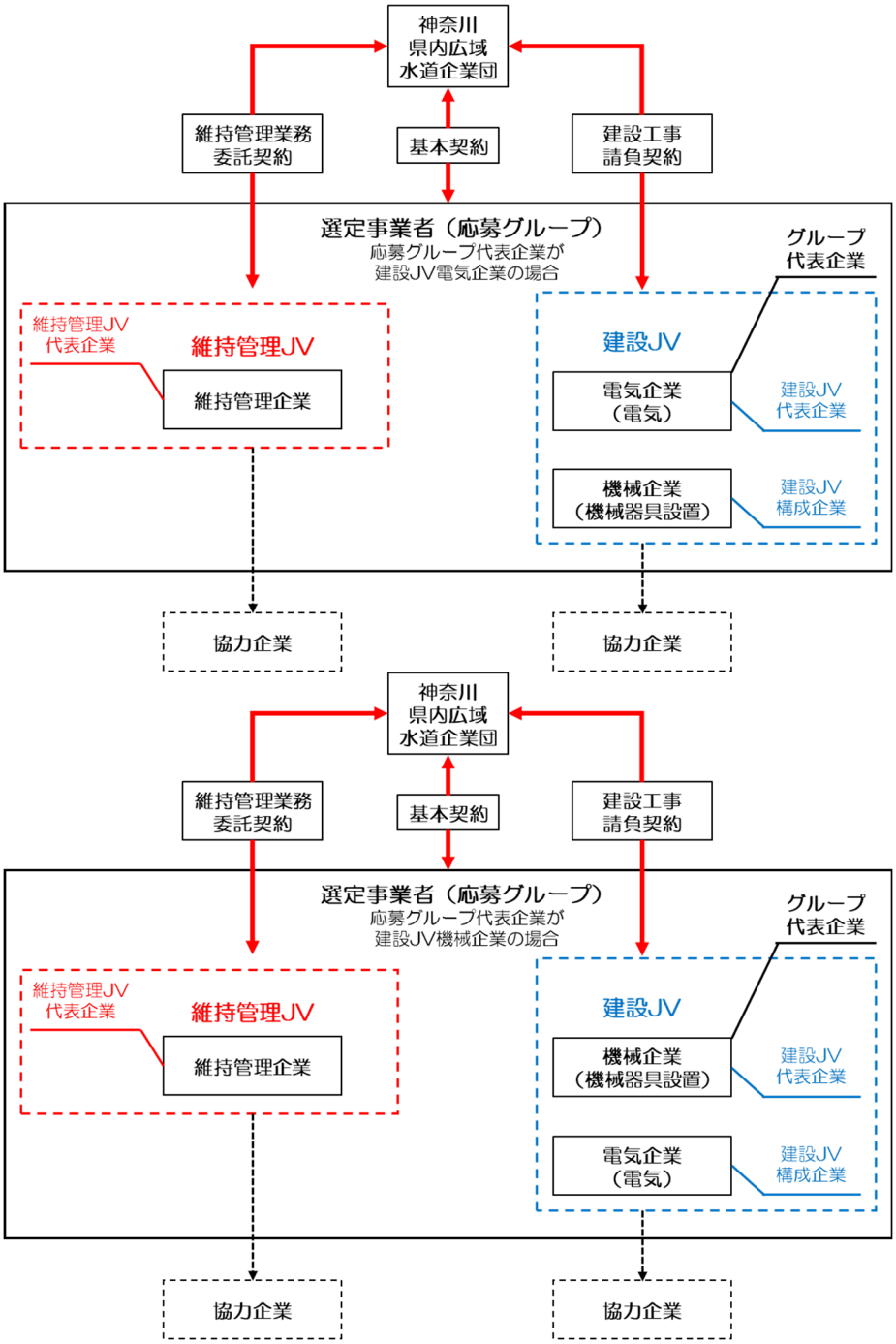

※構成企業から応募者の代表企業、建設ＪＶ代表企業及び維持管理ＪＶ代表企業をそれぞれ１者選定する。ただし、参加資格要件を満たす単体企業で参加する場合は、建設ＪＶや維持管理ＪＶを結成する必要はない。

※同一企業が複数の代表企業を兼ねることも可能とする。

※建設ＪＶの組成方法は事業者の提案とする。

※自社設計を前提とし、設計企業を構成企業とすることは認めない。

図２－１　事業スキーム（参考例）

2　共通の参加資格要件

応募者の構成企業が共通で備えるべき参加資格要件は次のとおりとする。

（１）本事業に係る業務内容において、最新の競争入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」）に登録されていること。

登録を受けていない企業等が構成企業として応募者への参加を希望する場合は、かながわ電子入札共同システムにおいて随時申請を行い、有資格者名簿への登録を完了させること。なお、随時申請には登録完了までに１か月以上を要することから、留意すること。

（２）本事業の入札参加資格確認申請書類の提出締切日から基本協定締結日までの間のいずれの日においても、法令等に基づく営業停止等の措置、神奈川県内広域水道企業団指名停止等措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。

（３）次の法律の規定による申立て又は通告がされていないこと。

ア　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

イ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

（４）令和 6 年 9 月に契約を締結した「小雀ポンプ場電気機械設備等整備事業支援業務委託」の受注者又はこの者と資本面又は人事面において関連があり、競争性を害するおそれが認められる者でないこと。資本面において関連のある者とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号。以下同じ。）第 309 条による議決権を行使することができる当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、人事面において関連がある者とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。なお、「小雀ポンプ場電気機械設備等整備事業支援業務委託」の受注者は、株式会社日水コンである。

（５）神奈川県内広域水道企業団暴力団排除条例に掲げる暴力団員等又は暴力団経営支配法人等でないこと。

3　各業務における参加資格要件

（1）工事を実施する企業の要件

ア　工事を実施する企業は、基本協定の締結後に建設ＪＶを結成すること。ただし、単体企業の場合は、建設ＪＶの結成は不要である。

イ　建設ＪＶを構成する企業数に上限は設けない。

ウ　建設ＪＶ代表企業もしくは単体企業は、建設業法第 3 条に定める「電気工事業」又は「機械器具設置工事業」の特定建設業の許可を有していること。

エ　建設ＪＶを構成する企業は、建設業法第 3 条に定める「電気工事業」、「機械器具設置工事業」のいずれかの特定建設業の許可を有していること。

オ　建設ＪＶを構成する企業は、構成企業が担当する業種に応じて、次の資格条件を満たすこと。

（ア）電気工事を担当する構成企業は、上記エに掲げる「電気工事業」の特定建設業の許可を有していること。
（イ）機械器具設置工事を担当する構成企業は、上記エに掲げる「機械器具設置工事業」の特定建設業の許可を有していること。

カ　建設ＪＶ代表企業もしくは単体企業は、有資格者名簿において、「電気工事」又は「機械器具設置工事」に登録されていること。

キ　建設ＪＶを構成する企業は、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査の総合評定値通知書における業種ごとの総合点数（以下「経審点」という。入札参加資格確認申請書類の提出日において、有資格者名簿に登録されている点数とする。）について、担当する業種の経審点が表２－１の点数以上で、有資格者名簿に担当する業種が登録されていること。

表２－１　本事業における業種ごとの経審点

項目	電気工事担当	機械工事担当
特定建設業許可 （業種） 経審点	電気工事業 1,200点以上	機械器具設置工事業 1,200点以上
有資格者名簿 （工事） 登録業種	電気工事	機械器具設置工事

ク　電気企業は、公告の日前 15 年以内に、国内の施設において、元請（共同企業体での実績は電気担当の構成員）として、以下の実績があること。なお、それぞれが別案件での請負契約でも構わない。

（ア）定格電圧 72kV 以上の特高受変電設備の更新工事（新設工事含む）
（イ）上下水道施設における、受電電圧が高圧以上であるポンプ場の監視制御設備の更新工事（新設工事含む）

ケ　機械企業は、公告の日前 30 年以内に、国内の上下水道施設において、元請（共同企業体での実績は機械担当の構成員）として、吸込口径 800㎜ 以上のポンプ設備の更新工事（新設工事含む）の実績があること。

コ　建設ＪＶ代表企業もしくは単体企業は、設計業務及び施工業務の事業期間を通じて、設計及び施工業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を選任し配置できること。なお、統括責任者は、契約日までに完了した事業の統括等の業務経験（プロジェクトマネージャーなど）を有していること。

サ　建設ＪＶ代表企業もしくは単体企業は、設計業務及び施工業務の事業期間を通じて、工事請負契約に基づく現場代理人を配置できること。なお、現場代理人は、公告日までに更新工事又は新設工事に係る現場代理人の経験を 5 年以上有し、かつ、吸込口径 800㎜ 以上のポンプ設備、定格電圧 72kV 以上の特高受変電設備、受電電圧が高圧以上であるポンプ場の監視制御設備のうち、いずれかの更新工事又は新設工事の施工期間における現場代理人の経験を有する者とする。

シ　建設ＪＶは、本事業の業種として「電気工事」「機械器具設置工事」それぞれに係る監理技術者資格者証を有する者を施工現場に専任（※）で配置できること。
※　建設業法第 26 条における特例 2 号による監理技術者の専任義務緩和の適用を可とする。

ス　上記シに掲げる者は、本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が 3 か月間経過しており、他の工事に従事していないこと。なお、本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日において、他の工事に従事している者であっても、本事業開始当初より配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。ただし、上記シに掲げる者は、他の工事に従事してはならないが、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の準備、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については専任を要しない。

（２）維持管理業務を実施する企業の要件

ア　維持管理業務を実施する企業は、基本協定の締結後に、維持管理ＪＶを結成すること。ただし、応募者が単体企業の場合は維持管理ＪＶの結成は不要とする。

イ　維持管理ＪＶ代表企業もしくは単体企業は、公告の日前 15 年以内に、国内の施設において、元請（共同企業体での実績は担当構成員）として、定格電圧 72kV 以上の特高受変電設備の停電を伴う保守点検を 3 年以上継続して履行した実績があること。

ウ　維持管理ＪＶ代表企業もしくは単体企業は、有資格者名簿において、「電気通信設備保守管理委託」に登録されていること。

エ　維持管理ＪＶ代表企業もしくは単体企業は、「水道施設管理技士（3 級以上）」の資格を有する者を業務責任者として配置できること。なお、水道施設管理技士の資格種類は「浄水施設」「管路施設」のどちらも認める。

オ　維持管理業務を実施する企業は、「第 3 種電気主任技術者」の資格を有する者を配置できること。なお、常駐は不要とし、外部委託も可能とする。

（３）入札参加資格の確認

入札参加資格の確認の基準日は、入札参加資格確認申請書類の提出締切日とする。ただし、入札参加資格確認後、落札者決定までの期間に、入札参加者が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、以下の取扱いとする。

ア　代表企業が資格要件を喪失した場合、当該応募者を失格とする。

イ　代表企業以外の構成企業が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成企業を除外し、当該構成企業が請負、又は受注する予定であった業務について、新たに企業団へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を認める。

第３　審査及び選定に関する事項

１　総合評価審査委員会

本事業の事業者選定に当たっては、中立かつ公正な審査・評価を行うため、神奈川県内広域水道企業団総合評価審査委員会設置要綱に基づき、総合評価審査委員会を設置する。

総合評価審査委員会は、落札者決定基準をあらかじめ決定し、この基準に基づいて、入札参加者が提出した技術提案書等のうち価格以外の評価を行う。なお、評価手順及び評価方法についての詳細は、別途公表する落札者決定基準にて示す。

２　入札参加者の評価方法

入札参加者が提出した技術提案、各業務に係る計画策定能力・実現力及び入札参加者の社会性･信頼性に関する資料に基づき算出した技術評価点と、価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

技術評価点は、当該入札参加者が技術審査の結果得られた得点の合計値を得点の満点値で除して技術評価比重を乗じた値とする。価格評価点は、入札参加者のうち最も低い入札価格を当該入札参加者の入札価格で除して価格評価比重を乗じた値とする。

３　落札者の決定・公表

企業団は、評価値の最も高い入札参加者を落札候補者とし、落札候補者の申込みに係る価格が低入札価格調査制度取扱要領（平成 25 年 4 月 1 日施行）第 3 条に規定する調査基準価格を下回らなかった場合、当該落札候補者を落札者として決定する。評価値が同点の場合は、くじ引きにより落札候補者を選定する。なお、落札者が決定したときは、①落札者、②落札者を決定した理由、③入札参加者の評価結果について公表するとともに、当該落札者及び入札参加者にはメール等により結果を通知する。

４　苦情申立て等

各入札参加者が自らの評価点に疑義がある場合、公表があった日から起算して閉庁日を除く 2 日以内に、苦情申立書（任意の書面）を総務部契約検査課契約係に持参することにより説明を求めることができる。説明要求に対しては、受理した日から閉庁日を除く 10 日以内に回答する。

第４　提出書類の取扱い

１　技術提案の使用及び保護

入札参加者から提出された技術資料の著作権は、入札参加者に帰属する。入札参加者から提出された技術資料は公表しないものとするが、企業団が必要と認める場合、企業団と入札参加者の双方が合意の上で、入札参加者の技術資料の全部又は一部を無償で使用できる。

２　特許権等

技術提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、工法、手法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任・費用を事業者が負担する。

第５　適切かつ確実な事業実施の確保に関する事項

１　基本的な考え方

本事業は、適正なリスク分担により、施設整備及び運営の効率化と、事業コストの低減を図ることを目指している。

事業者は、自らが担当する業務を責任をもって遂行するとともに、当該業務に伴い発生するリスクを適切に管理し、これに伴い生じる費用及び責任を自ら負担する。

ただし、事業者が負うことができないと認められるリスクについては、企業団がそのすべて又は一部を負う。

２　要求水準

本施設の設計、施工、維持管理等に関する要求水準は、別途公表する要求水準書等に示す。

３　予想されるリスクと責任分担

本事業において予想されるリスク及び企業団と事業者の責任分担の詳細については、別紙 4 に示す。

４　事業の実施状況のモニタリング

企業団は、本事業が適切かつ確実に実施されているかを確認するため、モニタリングを実施する。モニタリングは、別途公表する「要求水準書」及び「モニタリング基本計画書（案）」に基づき、事業者が作成する「モニタリング実施計画」に沿って行う。

第６　疑義が生じた場合の措置に関する事項

本事業の計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合は、企業団と事業者は誠意をもって協議し、協議が整わない場合は、基本協定等に規定する具体的措置に従う。

また、基本協定等に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第７　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合は、次の措置をとる。なお、詳細は別途、基本協定等で示す。

１　事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

（１）企業団による是正勧告等及び基本協定等の解除

事業者の提供するサービスが、基本協定等に定める本事業の要求水準を下回る場合、事業者の責めに帰すべき事由による債務不履行又はその懸念が生じた場合、企業団は事業者に対して是正勧告等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。

事業者が当該期間内に改善できない場合は、企業団は基本協定等を解除することができる。

また、事業者が倒産又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、基本協定等に基づく事業の継続が困難と合理的に考えられる場合においても、企業団は基本協定等を解除することができる。

（２）基本協定等の解除に伴う損害

企業団は、（１）に示す基本協定等の解除が発生した場合、解除によって生じた損害のうち合理的な範囲について事業者に請求することができる。

２　企業団の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

（１）事業者による基本協定等の解除

企業団の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は相当の期間を定めその履行を催告し、期間内に履行がないときは基本協定等を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの基本協定等及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（２）基本協定等の解除に伴う損害

事業者は、（１）に示す基本協定等の解除が発生した場合、解除によって生じた損害のうち合理的な範囲について企業団に請求することができる。

３　その他の事由により事業の継続が困難となった場合

企業団及び事業者は、基本協定等に定める事由ごとにその責の所在に応じて適切に対応する。

第８　財政上及び金融上の支援等に関する事項

１　財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関する事業者への財政上及び金融上の優遇措置等は、想定していない。

２　法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は、想定していない。

第９　対価の支払に関する事項

１　設計及び施工業務に係る対価

設計及び施工業務については、事業者が本事業の設計業務及び施工業務等を行い、企業団がその対価を支払う。なお、詳細は別途、工事請負契約等で示す。

２　維持管理業務に係る対価

維持管理業務については、事業者が本事業の保守点検及び修繕等を行い、企業団がその対価を支払う。なお、詳細は別途、維持管理業務委託契約等で示す。

３　プロフィットシェア

本事業は、事業開始後も業務の効率化やライフサイクルコスト縮減の提案促進を図るため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。要求水準を変更することによって実施可能な、より効果的で効率的な手法であって、本事業の実施に要するコスト縮減を伴う提案ができ、コスト縮減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とし、コスト縮減分をシェアする。その場合、必要に応じ要求水準書の内容について両者協議の上変更を行う。コスト縮減分のシェア額やシェアの手法については、企業団と事業者が協議し、双方が合意の上で確定するものとする。

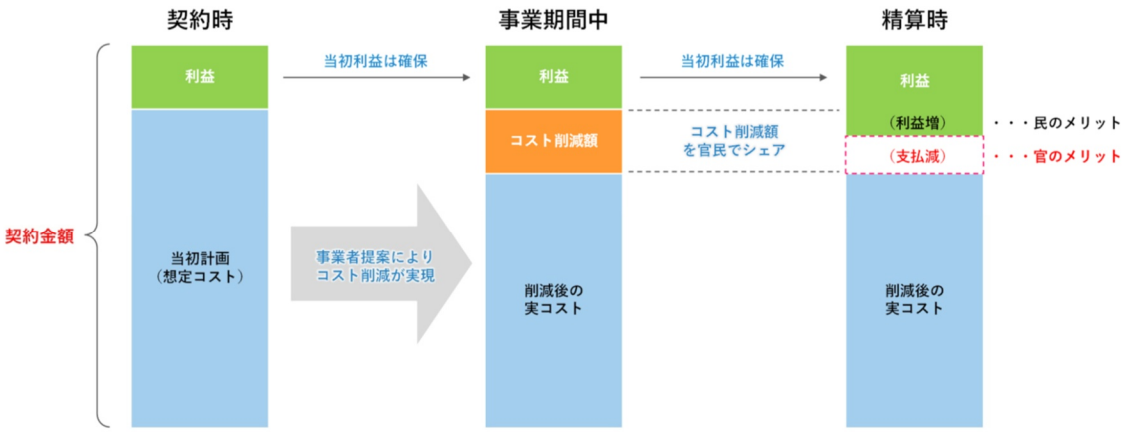

図９－１　プロフィットシェアのイメージ図

第１０　その他

１　提案上限価格

（１）提案上限価格の公表

本事業の提案上限価格については、入札公告時に提示する。

（２）低入札価格調査等

本事業は低入札価格調査を行うものとし、低入札価格調査を行う基準となる価格は、別途要領で定める予定である。低入札価格調査制度取扱要領（平成 25 年 4 月 1 日）に基づき準用する契約規程（昭和 44 年神奈川県内広域水道企業団企業管理規程第 8 号）第 14 条の 2 に規定する調査基準価格及び第 24 条の 2 に規定する調査基準価格に満たない価格での申込みが行われた場合の規定は、本事業の入札における低入札価格調査の取扱いについて準用する。

２　契約保証金

工事請負契約の契約保証金は、請負金額の 10%以上とする。維持管理業務委託契約の契約保証金は、免除とする。

３　入札に伴う費用負担

入札参加者の技術提案及び入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

４　情報公開及び情報提供

神奈川県内広域水道企業団情報公開条例（平成 15 年神奈川県内広域水道企業団条例第 1 号）に基づき情報公開を行う。

また、情報提供は、適宜、神奈川県内広域水道企業団のウェブサイト等を通じて行う。

５　本事業の実施方針に関する問い合わせ先

本書に関する問い合わせ先は、神奈川県内広域水道企業団総務部契約検査課契約係とする。

(電話番号)　045-363-4961

(電子メール) kosuzume_denkikikai_dbm@kwsa.or.jp

本書の内容については、応募手続に示す「第１回質問・意見の受付(実施方針(案))」時のみ受け付ける。

６　その他

本入札に関わる例規等は、入札公告時点で最新のものを適用する。